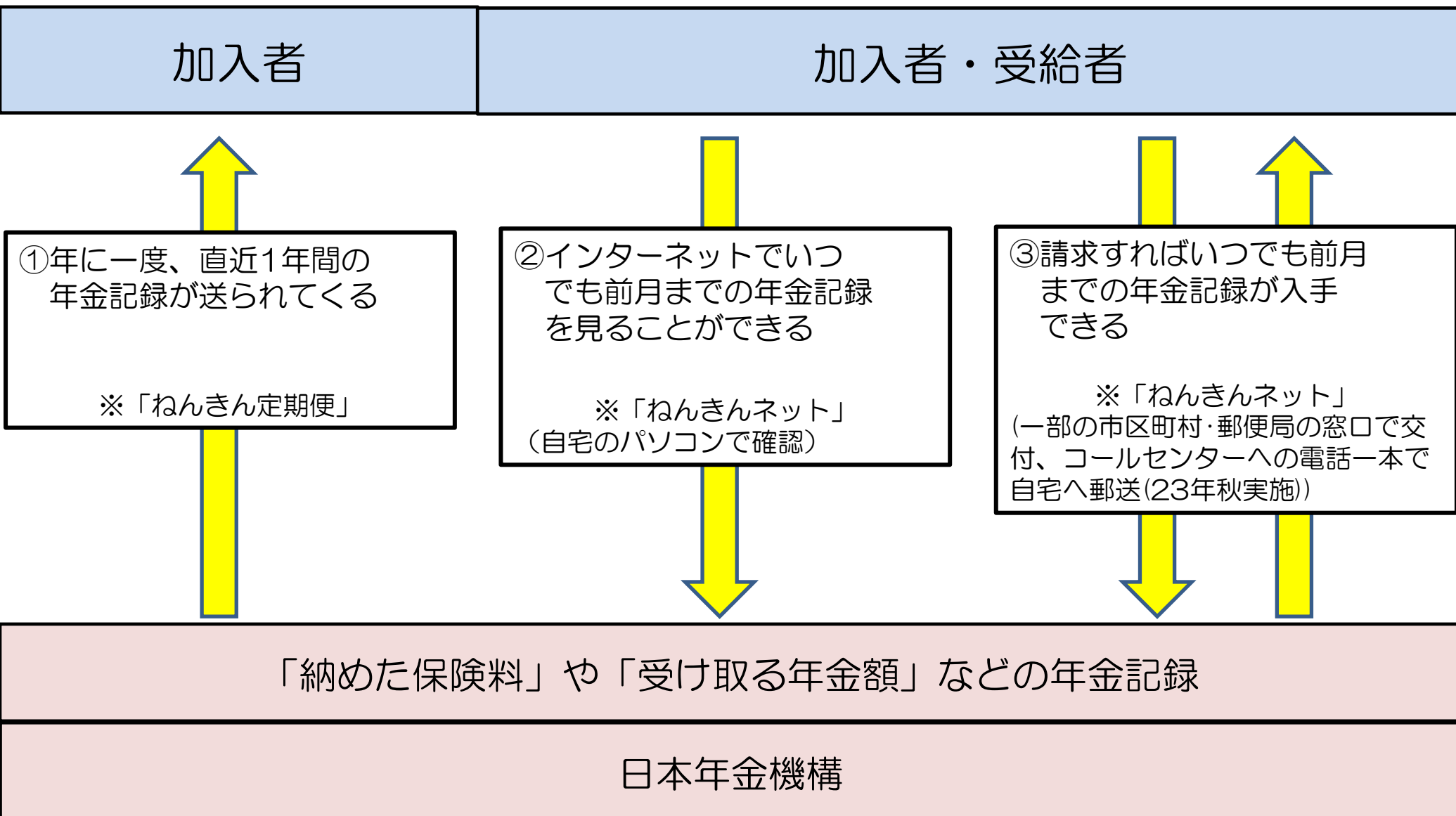


ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会 資料

1. 年金記録提供サービスの概要	1
2. 年金記録提供の経緯について	3
3. 「ねんきん定期便」の概要	5
4. 電子版の「ねんきん定期便」に係る年金記録の提供について	7
5. 「ねんきん定期便」の根拠規定	8
6. 「ねんきんネット」の概要	10
7. 「ねんきんネット」サービスのポイント	11
8. 「ねんきんネット」の画面イメージ	12
9. 「ねんきんネット」の利用方法	17
10. 「ねんきんネット」の利用状況	19
11. 「ねんきんネット」の機能追加（予定）	20
12. インターネットが使えない方向けの「ねんきんネット」の年金記録の提供方法	22
13. 諸外国の年金情報提供の比較	23

〔 平成 23 年 8 月 9 日 〕
〔 日本年金機構 〕

年金記録提供サービスの概要（1）



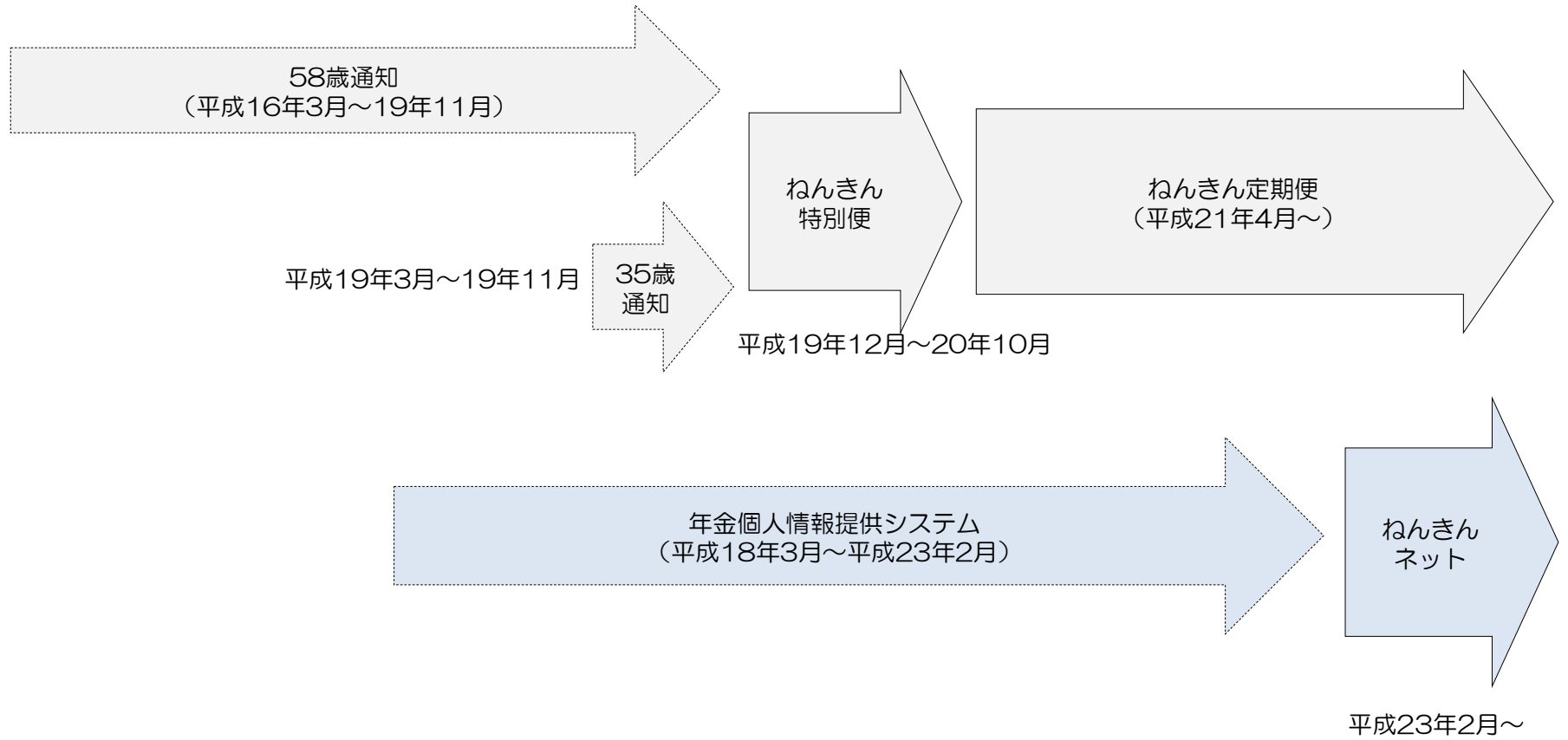
年金記録提供サービスの概要（2）

		頻度	対象者	特性
郵送	ねんきん定期便 ① (注)	年1回 誕生月に送付	被保険者 (節目年齢を除く)	✓ 直近1年分の年金記録を毎年度郵送
			節目年齢の被保険者 (35、45歳、58歳)	✓ 全期間の年金記録を節目年齢に郵送
インターネット (自宅パソコン)	ねんきんネット ②	24時間いつでも 閲覧可能	被保険者 ・ 受給者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ インターネットでの情報提供のため、いつでも年金記録を確認することができる。 ✓ 月次更新の年金記録を照会することができる。 ✓ 未加入・期間重複等、ご確認いただきたい記録を色つきで表示し、注意喚起することが可能。 ✓ ユーザIDの取得が必要
電話 (郵送)	コールセンター ③	ご本人から 随時申し出		✓ 平成23年秋から「ねんきんネット」の郵送対応を実施
窓口	市区町村 ③			✓ 約300の市区町村で「ねんきんネット」の記録の交付を実施中
	郵便局 ③			✓ 204局の郵便局で「ねんきんネット」の記録の交付を試行実施中
	年金事務所		✓ 社会保険オンラインシステムで管理している直近の年金記録を確認可能	

(注)①～③は、前ページの①～③に対応している。

年金記録提供の経緯について（1）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



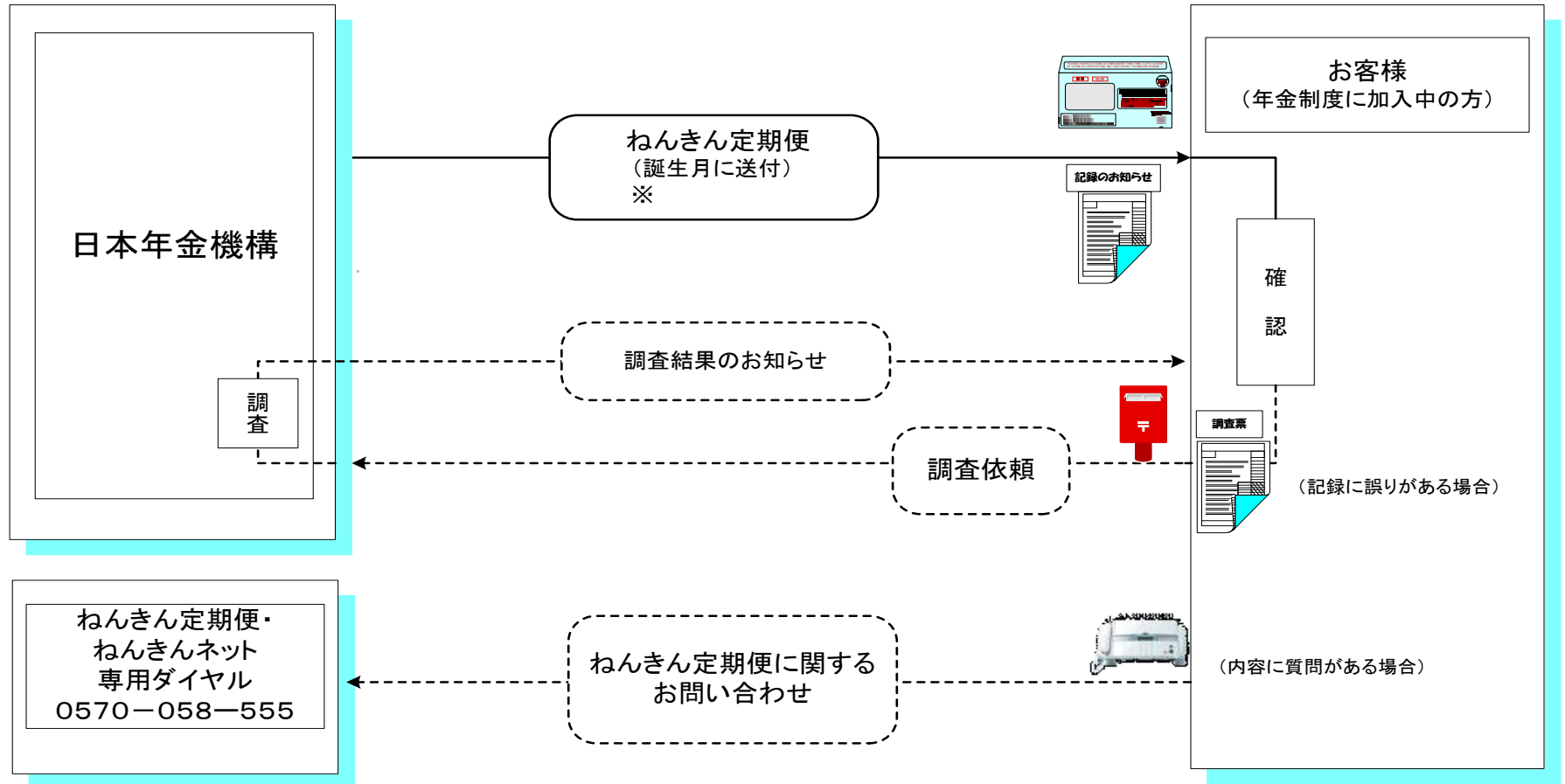
年金記録提供の経緯について（2）

- 平成16年 3月 年金受給が近づいた58歳到達者に対して、事前に年金記録を送付することで年金の手続きに要する期間を短縮することを目的として、58歳通知の送付を開始。
- 平成16年 6月 平成16年改正法において、平成20年4月から「厚生労働大臣は、年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令に定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知する」こととされた。（ねんきん定期便）
- 平成18年 3月 国民サービスの向上や相談窓口の混雑緩和を図るため、インターネットを活用した年金個人情報の提供サービスを開始。（年金個人情報提供システム）
- 平成19年 3月 「ねんきん定期便」の前倒しとして、老齢基礎年金の受給に必要な25年の保険料納付期間を確保することができる35歳到達者に対して年金加入記録の送付を開始。（35歳通知）
- 平成19年12月 年金記録問題への対応として「5000万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方に対し「ねんきん特別便」を送付し、平成20年4月からは、その他すべての受給者や加入者全員に対しても「ねんきん特別便」を送付。
- 平成21年 4月 すべての加入者に対し毎年誕生日に「ねんきん定期便」の送付を開始。
- 平成23年 2月 年金記録問題の再発を防止するため、受給者や加入者の方々がいつでもご自身の年金記録を確認できる環境として、「ねんきんネット」サービスを開始。

「ねんきん定期便」の概要（１）

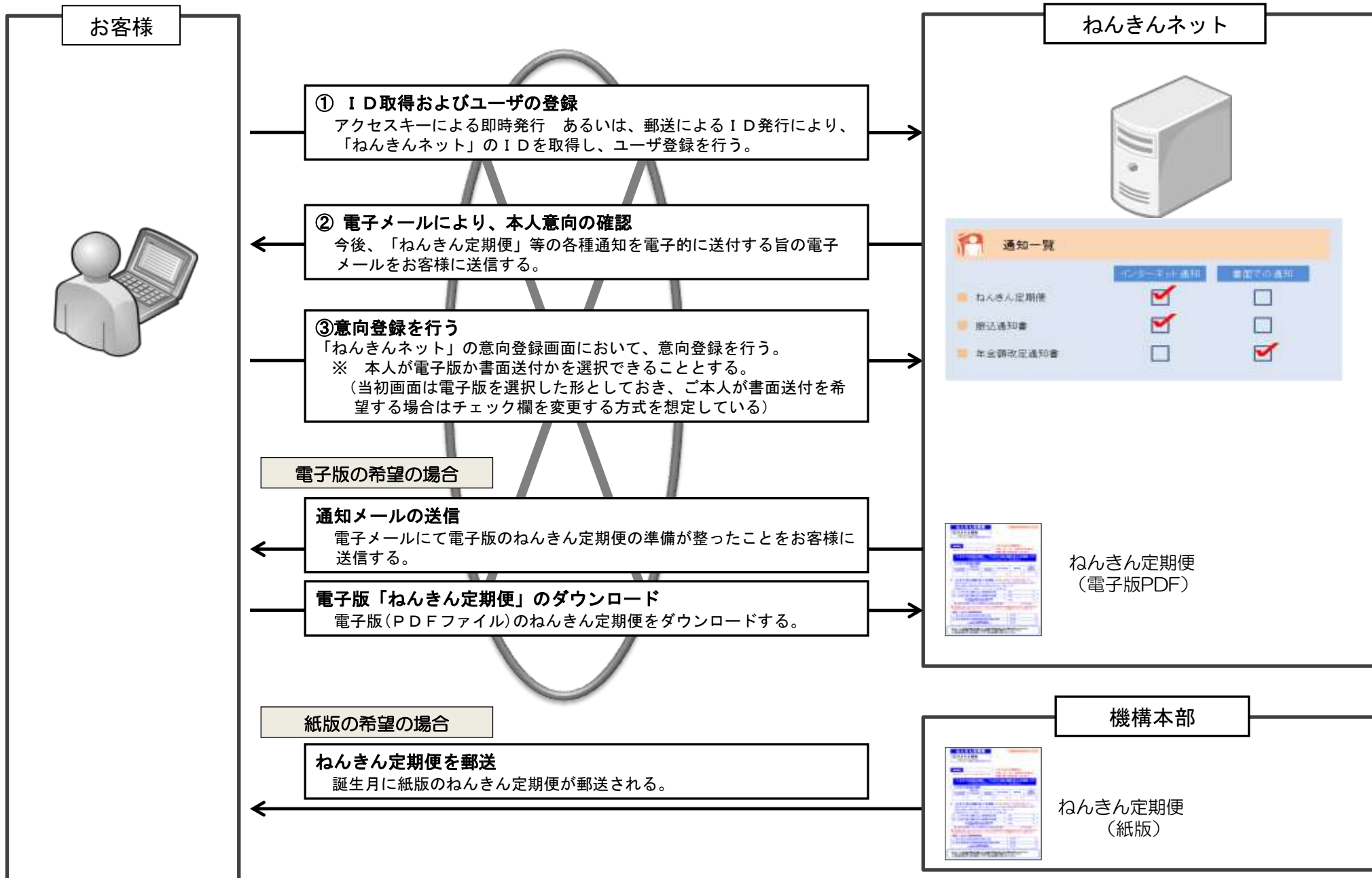
<p>目的</p>	<p>年金制度に対する国民の理解を深め、信頼を確保するため、国民年金法及び厚生年金保険法に基づき、被保険者の方に、毎年、誕生月に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。</p>												
<p>根拠規定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国民年金法 第14条の2、厚生年金保険法 第31条の2 ➢ 平成20年6月27日開催 年金記録問題に関する関係閣僚会議 												
<p>通知する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 年金加入期間 ② 年金見込額（50歳未満の方は加入実績に応じた年金見込額を、50歳以上の方は「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額を提供） ③ 保険料の納付額 ④ 年金加入履歴 ⑤ 厚生年金の期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額 ⑥ 国民年金の期間の月毎の保険料納付状況 <p>※節目の年齢（35歳、45歳及び58歳）の方には全期間を、その他の年齢の方には直近の1年間の年金加入記録及び保険料納付状況をお知らせ。なお、平成21年度においては、すべての方に全期間の年金加入記録及び保険料納付状況をお知らせした。</p>												
<p>事業実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成21年度においては、記録問題の解決のため、全加入者に対し個々人の全加入期間のデータをねんきん定期便で送付し、その結果、142万人の方から年金記録の調査の申し出をいただいたところ。 ➢ 平成22年度より、節目年齢（35、45、58歳）の方に、全加入期間の記録を送付。節目年齢以外の方には、直近の1年分の記録を送付。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">送付実績</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">平成21年度</td> <td style="width: 25%;">6,673万件</td> <td style="width: 25%;">平成23年度（予定）</td> <td style="width: 25%;">6,523万件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>6,610万件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	送付実績				平成21年度	6,673万件	平成23年度（予定）	6,523万件	平成22年度	6,610万件		
送付実績													
平成21年度	6,673万件	平成23年度（予定）	6,523万件										
平成22年度	6,610万件												
<p>今後の予定</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">課題</td> <td>➢ インターネットサービスの活用による郵送からネットへの移行</td> </tr> <tr> <td>対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成23年度の郵送による定期便を活用して「ねんきんネット」のユーザID・パスワードを取得するための「アクセスキー」を配布し、全加入者にユーザIDの取得を促す。 ➢ 平成24年度以降、「ねんきんネット」のユーザID取得者に対し、「ねんきん定期便」の電子版を送付 </td> </tr> </table>	課題	➢ インターネットサービスの活用による郵送からネットへの移行	対応	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成23年度の郵送による定期便を活用して「ねんきんネット」のユーザID・パスワードを取得するための「アクセスキー」を配布し、全加入者にユーザIDの取得を促す。 ➢ 平成24年度以降、「ねんきんネット」のユーザID取得者に対し、「ねんきん定期便」の電子版を送付 								
課題	➢ インターネットサービスの活用による郵送からネットへの移行												
対応	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成23年度の郵送による定期便を活用して「ねんきんネット」のユーザID・パスワードを取得するための「アクセスキー」を配布し、全加入者にユーザIDの取得を促す。 ➢ 平成24年度以降、「ねんきんネット」のユーザID取得者に対し、「ねんきん定期便」の電子版を送付 												

ねんきん定期便の概要（2）



※ 将来的には、郵送に代えて、インターネットを通じた通知を可能とすることを検討中。
23年度には、ねんきんネットのユーザID・パスワードを取得するためのアクセスキーをねんきん定期便で配布。

電子版の「ねんきん定期便」に係る年金記録の提供について(案)



「ねんきん定期便」の根拠規定（国民年金）

○ 国民年金法 第14条の2

厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

○ 国民年金法施行規則 第15条の2

法第14条の2の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。ただし、厚生年金保険法施行規則第12条の2の規定による厚生労働大臣の通知が行われる場合は、この限りでない。

一 次に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 第1号被保険者としての被保険者期間 被保険者期間の月数、最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況及び被保険者期間における保険料の納付状況に応じた保険料の総額

ロ 第2号被保険者としての被保険者期間（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者としての期間を除く。（次項第2号においても同じ。）） 厚生年金保険法施行規則第12条の2第1項第1号から第3号までに掲げる事項

ハ 第3号被保険者としての期間 被保険者期間の月数

二 老齢基礎年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金の額の見込額

三 その他の必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により通知が行われる被保険者が35歳、45歳及び58歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項（最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況及び厚生年金保険法施行規則第12条の2第1項第2号に掲げる事項を除く。）のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更の履歴（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者としての期間を除く。）

二 すべての第1号被保険者としての被保険者期間における保険料の納付状況並びに第2号被保険者としての被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

「ねんきん定期便」の根拠規定（厚生年金）

○ 厚生年金保険法 第31条の2

厚生労働大臣は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

○ 厚生年金保険法施行規則 第12条の2

法第31条の2の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

- 一 被保険者期間の月数
- 二 最近一年間の被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額
- 三 被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額に応じた保険料（被保険者の負担するものに限る。）
- 四 国民年金法施行規則第15条の2第1項第1号（ロを除く。）に掲げる事項
- 五 国民年金法による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）及び老齢厚生年金の額の見込額
- 六 その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により通知が行われる被保険者が35歳、45歳及び58歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項及び最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況を除く。）のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

- 一 国民年金法施行規則第15条の2第2項第1号に掲げる事項
- 二 すべての国民年金法第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者としての被保険者期間における保険料の納付状況並びに被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

「ねんきんネット」の概要について

<p>目的</p>	<p>[1]国民サービスの向上 自宅に居ながらにして、自分の年金記録の確認を可能とする。</p> <p>[2]年金記録問題の解決 行政側からのアプローチ（紙台帳との突合せ等）に加えて、国民の側からの記録確認の主要ツールとする。</p> <p>[3]年金業務の効率化 各種通知を電子化するなど業務の効率化を行う。</p>
<p>根拠規定等</p>	<p>➤ 厚生労働大臣が定める「日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標」（中期目標）における「常に年金記録が確認できる仕組みによる加入情報の提供」の実施</p>
<p>通知する情報</p>	<p>➤ ねんきん定期便とほぼ同等の情報を提供</p> <p>① 年金加入期間 ② 年金見込額 ③ 年金加入履歴 ④ 厚生年金の期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額</p> <p>⑤ 国民年金の期間の月毎の保険料納付状況</p> <p>※ 「保険料の納付額」は平成23年秋に対応。</p>
<p>事業実績</p>	<p>➤ ユーザID発行数 約23万件</p> <p>➤ インターネットへの照会件数 約41万件</p> <p>※平成23年7月23日現在</p>
<p>今後の対応</p>	<p>課題</p> <p>➤ 「ねんきんネット」を相談窓口やコールセンターと並ぶ業務の柱とするための利用者の拡大及び機能の拡充</p>
	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金事務所における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金の新規裁定等で来訪されたお客様に「ねんきんネット」のID取得をお願いします。（パンフレットの交付等） ・ 求めに応じて、ご本人の「アクセスキー」の発行を可能とする。（23年秋より予定） ○ 23年秋以降、①自分自身で年金見込み額の試算、②5万件の国民年金の死亡者の検索が可能となることから、50歳台～60歳台の退職準備世代など、単なる記録確認以外のニーズを持つ利用者層へのキャンペーンを実施 ○ 合わせて、利用者のニーズに合った機能を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3号被保険者不整合期間の注意喚起 ・ 5000万件の未統合記録等の検索 ・ 電子版「ねんきん定期便」の実施

「ねんきんネット」サービスのポイント

1. いつでも、最新の年金記録が確認できます！

24時間いつでも、「ねんきん定期便」よりも新しい年金記録を確認できます。今後「ねんきん定期便」をインターネットでお受け取りいただくことも検討しています。

2. 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

3. 「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります！

画面の指示に従って、「私の履歴整理表」がご自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。

4. 将来の年金額が試算できます！

「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は」といった知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能を平成23年秋以降どんどん追加していく予定です。

1-1 各月の年金記録の概要

各月の年金記録を表示しています。
各月の年金記録をクリックするとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(タブ・ウィンドウで開きます)

【各月の年金記録の見方を表示する】

年次	年次	各月の年金記録の概要											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成18年度	20歳	未納	未納	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民
平成19年度	21歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民
平成20年度	23歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民
平成21年度	25歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民
平成22年度	27歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民
平成23年度	29歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民	国民

※ 「各月の年金記録の概要」では、国民年金・厚生年金・船員保険に加入していた月を表示しているため、「未納」欄に加入していた月は、「未納」と表示しております。

※ 各年度の概要表示をご確認いただき、詳細が知りたい場合は【検索条件を絞り込む】ボタンを押すことにより、検索条件を絞り込んで表示させることができます。

「年金記録情報照会」画面イメージ

1 入力情報の一覧

あなたが入力された試算条件や試算結果の一覧を表示しています。
試算条件は、最大4カターンまで登録することができ、グラフや表を用いた年金額の比較を行うことができます。

No.	パターン名称	試算 実行日	65歳未満 年金見込額 (月額)	65歳未満 年金見込額 (月額)	総額	グラフ 表示	修正/ 削除/ コピー
1	再就職し65歳まで在職	平成23年 12月12日	49,800円	63歳00ヶ月	100万円	表示	修正 削除 コピー
2	61歳から繰上げ	平成23年 12月12日	66,600円	61歳00ヶ月	100万円	表示	修正 削除 コピー

66+ 67+ 68+ 69+ 歳

「年金見込額試算」画面イメージ(平成23年10月末予定)